○経済産業省告示第百四号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサンマリノ共和国の紋章を次のように指定したので、告示する。

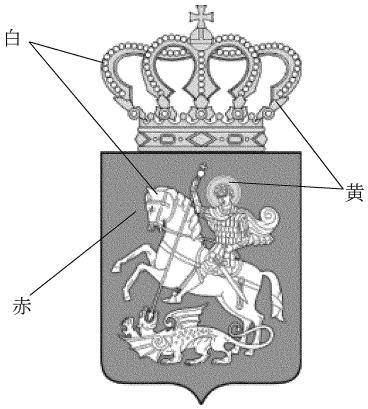
平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一



二



一



二



三



○経済産業省告示第百五号

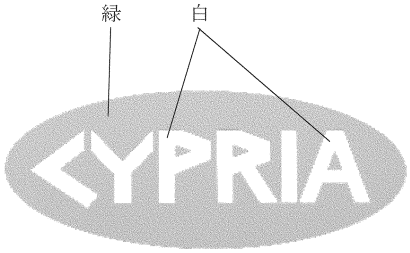
商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、キプロス共和国の監督用又は証明用の記号又は印章を次のように指定したので、告示する。

なお、昭和六十三年通商産業省告示第八十九号（サイプラス共和国が採用する監督用及び証明用の印章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

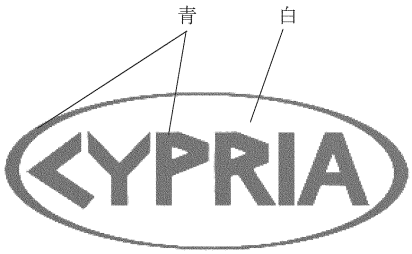
経済産業大臣　林　幹雄

一



生鮮農産物

二



生鮮農産物

○経済産業省告示第百六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第六十六号（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

Ⅰの2の⑷の（4－1）の④のイ．中「別表6」を「別表第6」に、「汎用機の中で最高水準の発電端効率」を「別表第2の2に掲げる発電効率以上」に改める。

Ⅱの柱書き中「掲げる事業を行う者」を「掲げる事業におけるエネルギーの年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である者」に改める。

Ⅱの2の⑶に次のように加える。

③　工場等の周辺の他の事業者が設置している工場等で発生する廃熱が、自らの工場等で利用が可能な場合には、できるだけその利用を図るよう検討すること。

別表第1の2の(1)の注1中「第2条第1項10号」を「(昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号」に改める。

別表第2のBの次に次の表を加える。

別表第2の2　基準発電効率（Ⅰ　2　（4－1）④イ．関係）

発電方式	基準発電効率（単位：%）
石炭による火力発電	42.0
ガスによる火力発電	50.5
石油その他の燃料による火力発電	39.0